

牧港補給地区地権者合意形成促進業務委託（R8） 特記仕様書

業務委託名：牧港補給地区地権者合意形成促進業務委託（R8）

業務委託場所：浦添市 牧港補給地区内

履行期間：契約締結の翌日から令和9年3月19日まで

1. 適用範囲

- (1) 本特記仕様書は、浦添市港湾基地政策局跡地未来課（以下、発注者）の発注する「牧港補給地区地権者合意形成促進業務委託（R8）」に適用する。
- (2) 本業務にあたっては、本特記仕様書及び契約書、関係法令等を遵守し、また土木設計業務等共通仕様書（沖縄県土木建設部発行）に準じて実施しなければならない。
- (3) 成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の許可を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。
- (4) 本特記仕様書に明記されていない事項又は質疑・変更等が生じた場合は、発注者と協議の上、決定しなければならない。

2. 実施要件

業務実施にあたっては、跡地利用計画や過去の取組を十分に把握し、的確な助言・提言ができるよう、県内外や海外の先進事例、国の動向を含め、最新情報の収集と提供に努めなければならない。

また、これまで実施してきた内容の成果を熟知し、継続性が失われないよう業務を推進しなければならない。

以上を本業務の実施要件とし、十分留意して業務を行うものとする。

3. 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

(1) 計画・準備

これまでの活動の継続性が失われないよう整合性を図りつつ、業務の実施に向けた業務フローや、業務計画書の作成を行う。

(2) 牧港補給地区の地権者への取組み

①チームまきほ21の活動支援等（勉強会等）（3回）

チームまきほ21が、牧港補給地区跡地利用計画の理解を深めるために必要な勉強会等を企画・開催する。

また、VR等のツールを活用し、視覚的に共通の認識が得られるようにすること。

実施内容：勉強会の企画、資料作成・印刷、運営・進行等

②活動情報誌の作成・発送（2,600部 A3版カラー両面1枚程度）

令和8年度の活動情報誌を作成し、牧港補給地区の地権者へ発送する。

③まちづくりガイドライン（案）の作成

特定のテーマについて、チームまきほ 21 が考える跡地のまちづくりに関するルールをまとめ、ガイドライン案を作成する。

（3）市民への取組み

①牧港補給地区跡地のまちづくりを考えるイベント（1回）

牧港補給地区跡地利用への関心を高めることを目的として、小中学生が考える牧港補給地区跡地のまちづくりワークショップを企画・開催する。

実施内容：イベントの企画・開催、会場の予約・設営、募集要項の作成、申込受付、資料作成・印刷、運営・進行、参加者の補助等

※小中学生が取り組みやすいよう、まちづくり制作キットやイラスト等を活用すること。
また、作品として持ち帰りが可能であること。

（4）報告書の作成

（2）から（3）までの取組み内容や結果、今後の課題等について報告書を作成する。

（5）業務体制等

本業務の実施にあたっては、十分な業務遂行能力を有する適正な人員と体制を確保するとともに、発注者の指示に柔軟に対応するように努めなければならない。

また、作業打合せ簿を作成し、発注者へ提出確認を行った後、相互にその打合せ簿を一部ずつ保管するものとする。

なお、業務の進捗状況及び業務内容の打合せについては、原則月1回実施するものとし、その他必要に応じて随時実施するものとする。

4. 提出書類

本業務を実施するに当たって受注者は、次の書類を適宜提出しなければならない。

- ・着手届
- ・管理技術者、照査技術者、担当技術者届（経歴書添付）
- ・業務工程表
- ・業務計画書
- ・業務委託完了報告書及び納品書
- ・作業（打合せ）記録簿
- ・その他発注者が必要とみなした書類

5. 再委託の制限

（1）一括再委託の禁止

本業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、主たる部分のほかに発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(2) 再委託の承認

本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承認を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(3) 再委託先の情報請求等

発注者は、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

6. 費用について

この事業を実施するにあたっての一切の費用は業務請負額に含まれるものとする。

業務に伴う必要な費用は、本特記仕様書に明記しないものであっても、原則として受注者の負担とする。

7. 成果品の検査

本業務は、成果品の検査の合格をもって完了とする。また、完了後において瑕疵が発見された場合は、受注者は修正又は再作業を行うものとする。

8. 成果品の帰属

本業務の成果品は、全て発注者の管理及び帰属とする。

9. 成果品

- ・ A4 版報告書 30 部（必要な頁については、カラー刷りとする。）
- ・ 成果のデジタル版 1 部